公益社団法人

山形法人会ニュース



「晩秋の河畔」　P10　油彩・キャンバス　　作者 西塚　裕樹

11

vol.526
November 2026

https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yamagata/ 山形法人会 検索

第42回法人会全国大会　茨城大会

「第42回法人会全国大会茨城大会」（主催：（公財）全国法人会総連合）が、10月８日（木）に水戸市民会館・水戸京成ホテルを会場に開催され、山形県からは鈴木吉徳会長ほか17名が参加し、青木孝徳国税庁長官をはじめとする多くのご来賓のもと全国から会員約1,500名が集いました。

オープニングでは、水戸葵陵高校書道部による書道パフォーマンスが大会に華を添え、記念講演会では、東京大学大学院　教授　西成　活裕　氏が「渋滞学からの経営改善～科学的ゆとりとは何か～」と題して講演を行いました。



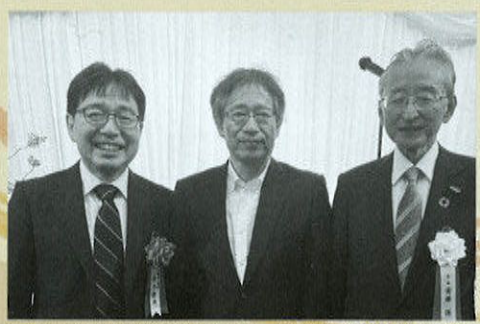
式典では、令和９年度税制改正提言の報告や租税教室活動等の事例発表、各種表彰が行われ、続く懇親会では茨城の郷土料理を囲み会員交流や情報交換が盛んに行われました。

来年度の全国大会は、令和９年10月に福島県郡山市で開催される予定です。

令和９年度 税制改正スローガン

◇社会保障に充てる消費税の減税には慎重な対応が必要
　中小企業への影響を軽減する万全の措置を！
◇本格的な給付付き税額控除の早期導入に向け、
　社会保障国民会議は制度設計の具体化を急げ！
◇事業主の過度な社会料負担を抑制し、着実な賃上げを促す税制改正措置を！
◇本格的な事業承継税制を創設し、地域経済の担い手の中小企業を引き継げ！





（左）青木孝徳国税庁長官　（中央）鈴木吉徳会長
（右）斎藤保全法連会長



年末調整手続の電子化に向けた取組について

年末調整手続の電子化で業務の効率化してみませんか？
国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

女性部会主催
健康セミナー

「動けるからだは美しい～仕事も人生も楽しむための身体づくり～」とヘルシーコースランチ会

令和８年10月７日(水)、パレスグランデールにおいて女性部会（五十嵐祐子部会長）の企画による女性限定の健康セミナーが開催され、23名が参加しました。

講師にはコンディショニング＆フィットネスジムや介護施設を運営する（株)モーシェ　代表取締役(理学療法士) 山口広樹氏を迎え、「動けるからだは美しい～仕事も人生も楽しむための身体づくり～」と題して行われました。

山口先生は、崩れた姿勢が十倍もの負荷をかけ、腰痛などの身体の不調や関節や筋肉を痛める原因になる、身体を効率的(無駄の少ない姿勢・動き)に使うだけで身体が連動して動くようになり、身体を楽に長く使えることになると述べ「姿勢を整えるポイント」や体幹を鍛えられる「椅子スクワット」などデスクワークの合間にできる運動を伝授しました。

動ける身体は、疲れにくく若く美しく見える！仕事も趣味もいくつになっても楽しめることが本当の意味の「健康」であると締めくくりました。



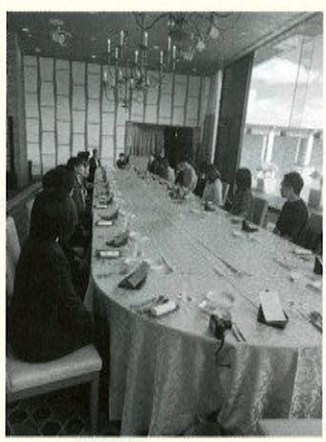
山口　広樹 講師



運動をする前と後では参加された方々の姿勢が格段によくなったように見えました。

セミナーの後には、山口先生を囲んでヘルシーな食材を使用したコースランチを堪能し、山口先生への質問や企業の健康経営への取組み方などの話題で賑やかなランチ会となりました。





会議やお子様のイベント
ご法要など用途に合わせてご用意いたします。



茜 弁当
1，８００円（税込）



桜 弁当
2，３００円（税込）

・配達可能エリア：山形市　・配達可能時間：11：00～17：00
・お電話のみの受付となります　・お渡し日の３日前までにご予約ください
・一か所５個以上からご予約いただけます



引き出し弁当
二段　３，０００円
三段　４，８００円

ホテルの味をもっと身近に。
山形七日町ワシントンホテル
0120-881-880
写真はイメージです

クマさんはなんでも食べる健啖(けんたん)家

フリーランスライター　藤　木　順　平

果物は丸い。梨でもミカンでもブドウ（の実）でも、上から見ればみな丸い。
多少の凸凹はあっても、その形状はおおむね丸いといえる。
「あのーぅ」と、ここで登場してきたのが柿である。「わたしらには四角もいますが……」
スーパーなどで売られている柿にはたしかに「四角っぽい」のがある。四角い故に、箱にきれいに詰められている。これらは甘柿が多いらしい。
甘柿もあれば渋柿もある。川柳には ―

渋っ柿大地へどうと投げつける

その気持ちわかるー！
ここ何年かの「クマ騒動」だが、昨年の秋、柿の木に登ったクマがその実を食べている光景がニュースになっていた。
渋柿だったらどうするのだろうと心配して見ていたけど、クマさんは意に介せず、
一生懸命食べていた。
柿ついでで申し訳ないが「歌聖」と呼ばれた柿本人麻呂（かきのもとのひとまろ）について。
全国各地に「柿本神社（通称：人丸神社）」というのがある。さすが歌聖、神様になった。
いくつかのご利益の中に「防火」というのがある。
その理由は「人丸」⇒「火止まる」というわけ。さまざまな場面でご活躍だ。

【筆者紹介】
藤木順平（ふじき・じゅんぺい）　フリーランスライター。
日本笑い学会会員。





税務行政に対するご意見・ご要望は

税務署、国税局及び国税庁の事務運営や、国税庁ホームページに関することなど、税務行政に対するご意見・ご要望をお寄せください。国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

決算説明会





令和８年９月29日（火）山形ビッグウイングにおいて、決算説明会が行われました。

講師に、山形税務署　国税調査官の三澤りえ氏を迎え、25名が参加しました。

法人会のテキスト「わかりやすい会社の決算と申告の実務」を使用し、決算申告の流れ、決算調整申告調整から申告手続きに至るまでわかりやすく解説しました。

また、山形税務署の堀米永英鑑統括官が税務行政のDX化の推進について説明を行いました。

税務行政に関する諸手続き、申告のオンライン化・デジタル化の推進により、簡便で正確な申告納税が実現いたしますので、会員企業のみなさまのご協力をお願いいたします。

令和９年４月から２年間

飲食料品の消費税率１％に引き下げ決定

令和８年９月15日に「飲食料品総日税率の臨時的な引き下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、令和９年４月１日から２年間、飲食料品の消費税率を１％とすることが盛り込まれました。

飲食料品の製造・流通・販売にかかわる事業者や関連するシステムメーカー等が、早期に準備に着手できるよう国税庁では、ホームページに飲食料品の消費税率引き下げに係る各種資料を掲載する「消費税率引き下げ特設サイト」を開設しています。

電話相談窓口も設けて、事業者の方々の準備が円滑に進むよう支援しています。

（Ｐ６～Ｐ７参照）

- 国税庁　消費税率引き下げ特設サイト
- 国税庁　説明動画（概要版）
- 国税庁　説明動画（詳細版）
- 国税庁　コールセンター

DiversityMedia
ダイバーシティメディア

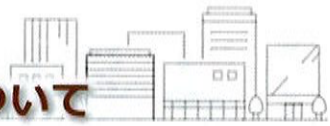
「ダイバーシティ　－Diversity－」とは、「多様性」という意味であり、
性別、年齢、人種、文化、宗教、国籍、言語、障がいの有る無しなどを、
個性や価値観の違いと捉え、包摂する「インクルージョン」の理念が基礎となります。

地域に根ざしたケーブルテレビをベースとしながら、インターネットサービスやSNS、映画、スポーツ、音楽などを通じて
山形から全国、世界へと情報を発信してまいります。

お問合せ　株式会社ダイバーシティメディア（旧 株式会社ケーブルテレビ山形）　〒990-0025 山形県山形市あこや町 1-2-4　TEL 023-624-5000　FAX 023-624-5100



飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて



本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和８年９月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が１％(国・地方合計)に引き下げられます。

1　対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
  - ✓ この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A(個別事例編)**をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率(地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

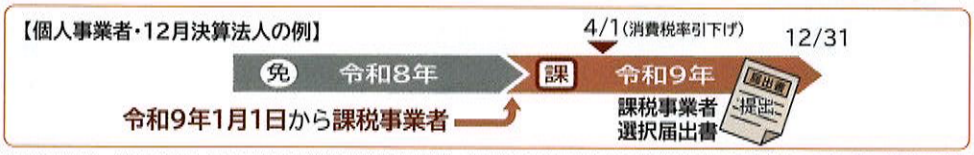
2　税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、**これまでどおり税率8%が適用**されます。
  - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。
今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3　免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から**課税事業者となることができます。**



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売**については、**税率8%が適用**されます。また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

ウイルス・ニオイ対策に!
次亜塩素酸　空間除菌脱臭機
ziaino
ジアイーノ



次亜塩素酸による空気清浄(気液接触方式)
食塩水を電気分解することで次亜塩素酸(電解水)を生成。その次亜塩素酸(電解水)を含浸したフィルターに汚れた空気を通過させる「気液接触方式」で汚れた空気を除菌・脱臭します。また、揮発した次亜塩素酸が付着菌を抑制します。
詳しくはこちら▶
Panasonic 山形パナソニック　〒990-2401 山形市平清水1丁目1番75号　TEL.023-622-5402

その疑問、チャットボットに相談しませんか?

チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からご利用いただけます。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**（例えば、個人事業者であれば令和9年末まで）に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**（いわゆる2年縛り）**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**（１％対象）**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

計算例

	みなし仕入率	売上金額	
・飲食料品の小売【第2種(80%)】		2,000万円	(税20万円)
・雑貨などの小売【第2種(80%)】		300万円	(税30万円)

税率1%



売上税額 50万円 − { 飲食料品に係る仕入税額 20万円 + みなし仕入率による仕入税額 24万円 } = 納付税額 6万円

（20万円＋30万円）　売上税額と同額　（30万円×80%）

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**（引下げ後の消費税率）**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**（新旧税率の混在による表示も認められます。）。
  - ✓「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
  - ✓ 消費税率引下げの終了時（令和11年2月1日から5月31日）においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的な**お問い合わせ**は、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。

消費税率引下げ サイト



人と人をつなぎ 幸せを創り
社会に貢献します。

Okaze
OKAZE CORPORATION

株式会社大風印刷
〒990-2338
山形市蔵王松ケ丘1-2-6
Tel.023-689-1111
WEB

第18回 小学生税に関する絵はがきコンクール受賞作品

女性部会では、小学生への租税教育活動の一環として毎年、小学６年生を対象に「小学生税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和７年度は、山形県内145校から3,883枚のご応募をいただきました。これらの作品から、山形県の選考会で入賞された作品を順次ご紹介してまいります。

※学校名は令和７年度在籍時のものです。

山形法人会　優秀賞



山形市立滝山小学校
桜井　　妙さん



山形市立第一小学校
大場　咲実さん



山形市立本沢小学校
河合　晴斗さん



山形市立第一小学校
阿部　心奏さん



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
山形支社/
山形県山形市諏訪町1-1-1（センチュリープレイス山形4F）
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社
山形支店/
山形県山形市七日町3-5-20（ＡＩＧ山形ビル3F）
TEL 023-622-4322

発行 公益社団法人山形法人会　編集 広報委員会
〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203　TEL023-632-7852(代)　FAX023-632-5787